

承認第2号

専決処分（南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和元年5月24日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記の理由により専決処分する。

平成31年3月29日

南風原町長 赤 嶺 正 之

（専決処分した理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分する。

南風原町条例第 10 号

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月29日

南風原町長

赤 嶺 正 三

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、同号中「附則第2条第2項において同じ。」を削る。

第37条第2号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」を「子ども・子育て支援法」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が相当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第6条 （略） 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 （1）・（2） （略） 3 （略） 4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、<u>同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、<u>法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）</u>であって、町長が<u>適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>（1） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> <u>（2） 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う</u>	（保育所等との連携） 第6条 （略） 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。 （1）・（2） （略） 3 （略）

改正後	改正前
<u>ことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> (食事の提供の特例) 第16条 (略) 2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。 (1)・(2) (略) (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児</u>の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。) (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 (1) (略)	(食事の提供の特例) 第16条 (略) 2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。 (1)・(2) (略) (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児</u>の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。<u>附則第2条第2項において同じ。</u>))において家庭的保育事業を行う場合に限る。) (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 (1) (略)

改正後	改正前
(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育	(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
(連携施設に関する特例)	(連携施設に関する特例)
第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u>	第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u>
2 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、町長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u>	
附 則	附 則
(食事の提供の経過措置)	(食事の提供の経過措置)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。	2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（<u>第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。</u>）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23

改正後	改正前
この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。